

令和2年5月29日

緊急事態宣言の解除を踏まえた特定健康診査・特定保健指導等について

標記については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた各種健診等における対応について」が令和2年5月26日付けで厚生労働省から通知されましたので、下記の事項にご留意のうえ実施くださいますようお願いいたします。

記

1 対象となる健診等

- ・人間ドック・生活習慣病予防健診
- ・特定健康診査＋オプション（被扶養者限定）
- ・特定健康診査（集合契約機関）
- ・特定健康診査（近畿地区限定）
- ・対面による特定保健指導

2 感染予防対策について

- (1) 健診会場等でのマスクの着用
- (2) 手洗いやうがい、アルコール消毒等の徹底
- (3) 発熱等の体調不良の確認（少しでも体調不良があれば延期をお願いします。）

3 その他

(1) 検査項目について

新型コロナウイルス感染症予防のため、健診機関によっては中止の検査項目がありますので、予約の際に各健診機関へ直接ご確認ください。

(2) 緊急事態宣言が再度発令された場合について

新型コロナウイルス感染拡大防止により、再度緊急事態宣言が発令され対象地域に該当した場合は、特定健診・特定保健指導の実施を延期してください。